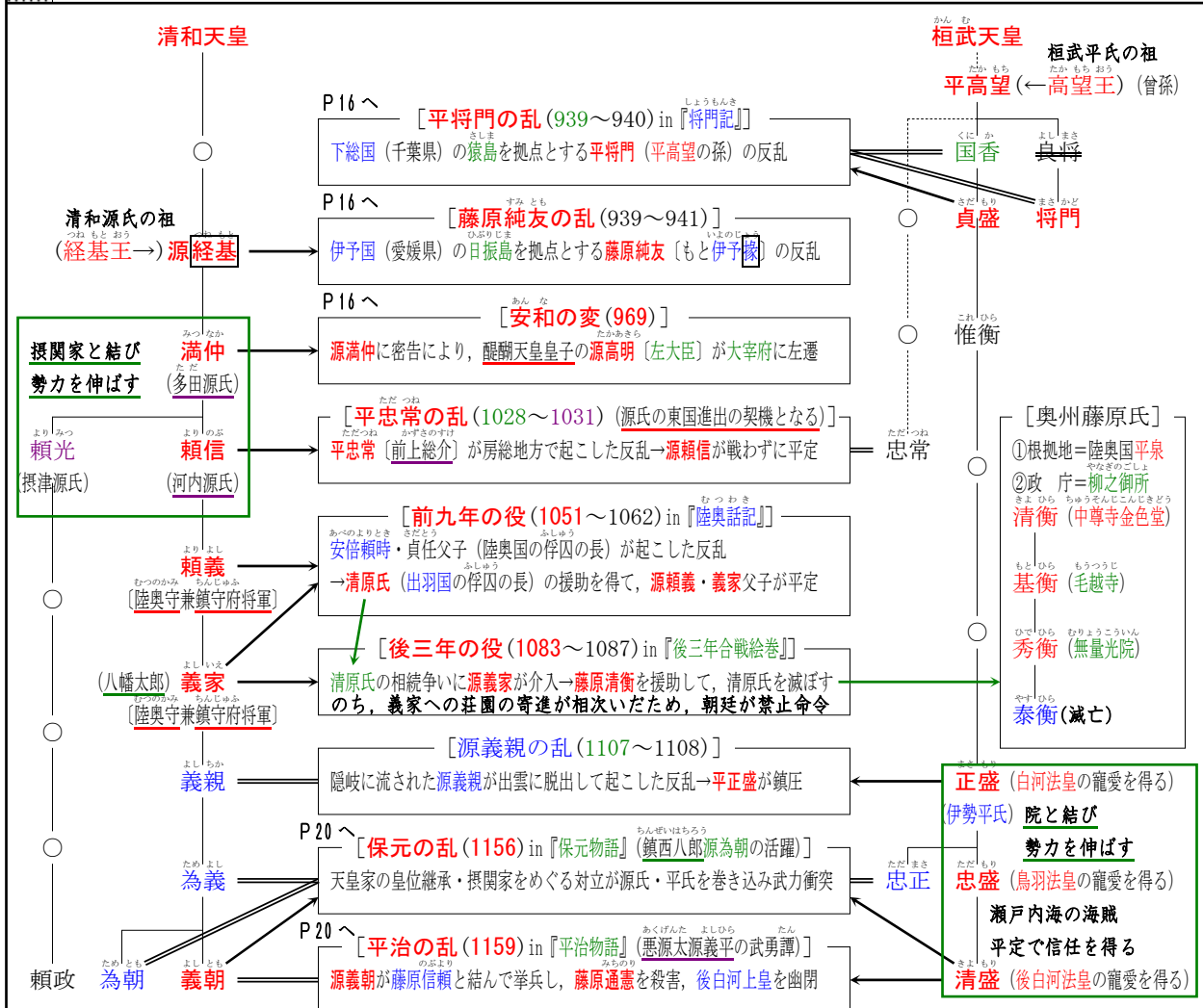
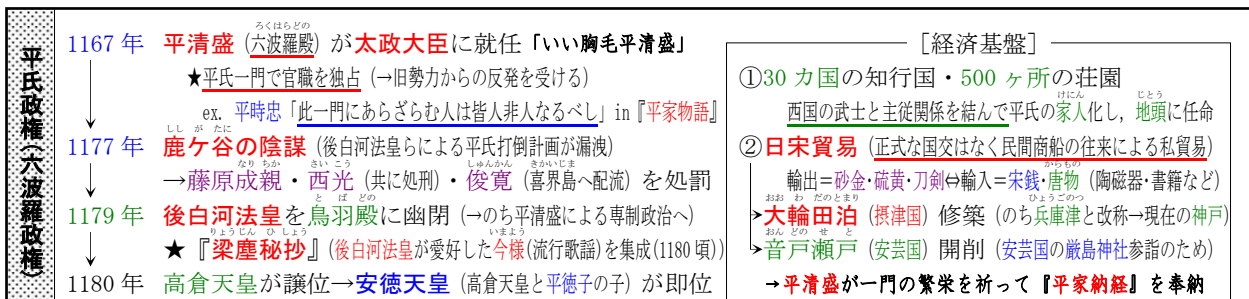


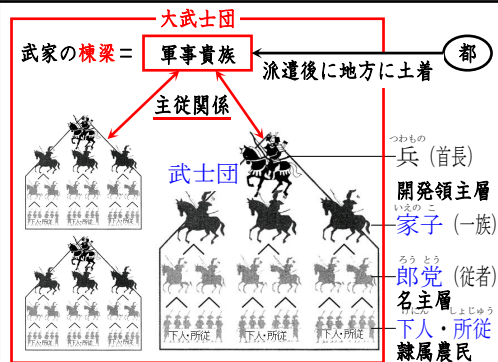
- 20 -

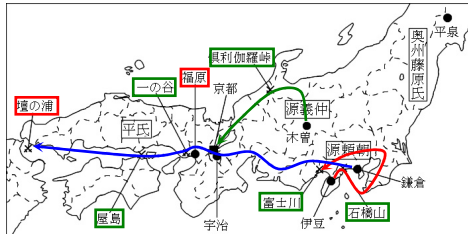
[B] 平氏政権 (律令制に基づいた貴族的性格をもつ一方、**西国武士の家人化**や**日宋貿易**など武家的性格を合わせもつ過渡的政権)



図解NOTE [武士団の形成(10世紀・11世紀)]

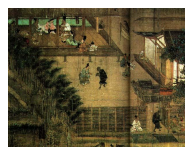
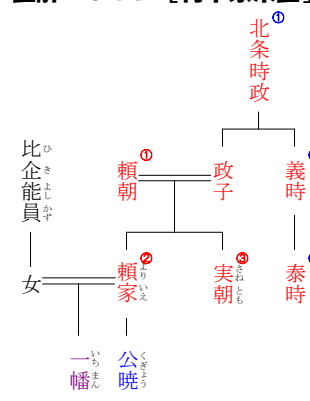
- 10世紀
- ①律令体制の変質 (国司の権限強化→国司の課税率に不満をもつ有力農民が増加)
↓**地方政治の混乱** (収納をめぐる、地方豪族・有力農民と国司の対立が激化)
- ②各地で紛争が発生 (地方豪族・有力農民が勢力を維持・拡大するため武装化)
↓**地方豪族が「兵の家」(地方武士団=小武士団)を形成**
- ③紛争解決・鎮圧のため、国司は地方豪族を国衙に組織
→**押領使**・**追捕使** (諸国の反乱鎮圧や盗賊などの逮捕にあたる国司支配下の武士)
- 11世紀
- ④荘園・公領間の紛争が激化 (荘園の増加によって荘園領主・国司が対立)
- ⑤中央から軍事貴族を追討使として派遣 (紛争解決・沈静化のため)
↓**軍事貴族が土着** (地方武士団(小武士団)と主従関係を結んで大武士団を形成)
- ⑥**武家の棟梁**となる ex. **桓武平氏**・**清和源氏**



源氏の動向		平氏の動向
安徳天皇	1180年 <u>以仁王</u> (後白河法皇皇子) の令旨 (天皇以外の皇族からの命令) → <u>源頼政</u> の挙兵 (宇治の平等院付近で敗死) 1180年 <u>源頼朝</u> の挙兵 (北条時政の援助により伊豆で挙兵) 石橋山の戦い (敗北) → 富士川の戦い (平維盛を破る) <u>侍所</u> (御家人統率機関) 設置 (1180) ★ <u>和田義盛</u> (侍所別当) (御家人) 京都には上らず、まずは関東で政治体制を整えよう 1183年 <u>寿永二年十月宣旨</u> 頼朝が東海道・東山道・北陸道の支配権を朝廷に要求 → 朝廷が頼朝の東国 (東海道・東山道) 支配権を承認 → <u>北陸道は除かれた</u> <u>公文所</u> (一般政務機関) 設置 (1184) ★ <u>大江広元</u> [公文所別当] (公家) → のち、 <u>政所</u> となる (1191) <u>問注所</u> (訴訟処理機関) 設置 (1184) ★ <u>三善康信</u> [問注所執事] (公家) 1184年 <u>源範頼</u> ・ <u>源義経</u> (頼朝の弟) を派遣 宇治川の戦い (山城国で義仲敗死) → ノ谷の戦い (摂津国) → 屋島の戦い (讃岐国) 1185年 <u>壇ノ浦の戦い</u> (長門国) (平家滅亡) → <u>鎮西奉行</u> 設置 (1185) のち、後白河法皇が頼朝追討を義経に命じるが失敗 → 逆に義経追討の院宣を発す <u>守護・地頭</u> 設置 (1185) ★ <u>京都に置かれた守護＝京都守護</u> <u>大江広元</u> の建議で <u>源義経</u> ・ <u>行家</u> 追討の名目で設置 → <u>北条時政</u> を朝廷に派遣 1189年 奥州平定 (<u>藤原泰衡</u>) を滅ぼす → <u>奥州総奉行</u> 設置 (1189) 1190年 頼朝が初の上洛 → 頼朝が <u>右近衛大将</u> (右大将) に就任 1192年 <u>後白河法皇</u> 没後 → 頼朝が <u>征夷大将軍</u> に就任 1195年 東大寺大仏再建供養 (重源による勧進・陳和卿 (宋の工人) の協力) 寺院建立などの寄付を募ること	1180年 大輪田泊 (摂津国) の近く <u>福原京</u> (摂津国) 遷都 半年後に平安京に戻す → <u>平重衡</u> の南都焼き討ち <u>興福寺</u> ・ <u>東大寺</u> 1181年 平清盛死去 1181年～ <u>養和の飢饉</u> (西国中心) 1183年 平家都落ち <u>安徳天皇</u> も都落ち
	宣旨＝天皇の命令 院宣＝上皇・法皇の命令 令旨＝皇子・親王の命令 [源義仲 (木曾で挙兵)] 1180年 <u>源義仲</u> が挙兵 (木曾) 1183年 <u>俱利伽羅峠の戦い</u> 平維盛を破る 1183年 義仲入京 (義仲軍乱行) 翌年 <u>征夷大将軍</u> となる → <u>旭将軍</u> と呼ばれる	

将軍補佐 将軍 親幕派の公家を任命 [議奏公卿] (朝廷の重要政務) <u>九条兼実</u> (藤原兼実) <u>『玉葉』</u>	執権 執権補佐 連署 侍所 (1180) 御家人の統率 別当＝ <u>和田義盛</u> 公文所 (1184) 一般政務 別当＝ <u>大江広元</u> 政所 (1191) 問注所 (1184) 訴訟・裁判 執事＝ <u>三善康信</u> 評定衆 (1225) 引付衆 (1249) 有力御家人から任命 裁判専門 守護・地頭 (1185) 承久の乱後に設置 京都守護 (1185) → <u>六波羅探題</u> (1221) 鎮西奉行 (1185) → <u>鎮西探題</u> (1293) 奥州総奉行 (1189) 元寇後に設置	[経済基盤 (幕府は経済的には貴族的な側面を持っていた)] ① 関東御領 (平家没官領など将軍が所有する荘園) 500カ所 ② 関東御分国 (関東知行国) (将軍の知行国) 最大で9カ国 ③ 関東御公事 (幕府が御家人に課す臨時の公共事業費)
	守護 (各国の有力御家人を任命) ★初期は追討使・国地頭と呼ばれた 任務＝ <u>大犯三カ条</u> (大番催促・謀叛人の逮捕・殺人者の逮捕) 国内の御家人に京都大番役に行くよう命令 給与＝段 (反) 別 5 升の兵糧米 (1185) → 翌年廃止 → 1段 (360歩) の土地につき (荘園・公領を問わず) 地頭 (幕府と主従関係を結んだ御家人) ★初期は荘園地頭と呼ばれた 任務＝ <u>荘園</u> や <u>公領 (国衙領)</u> を管理 → 年貢徴収・納入と治安維持	図解NOTE② [封建制度 (土地給与を通じた主従関係)] 主に地頭に任命されることで土地支配を保障される 本領安堵 (先祖伝来の所領の支配を保障する) 新恩給与 (功績があった際、新領地を与える) 将軍 ← (奉公) → 御家人 (御恩) 「いざ鎌倉」 軍役 (戦時に際して鎌倉に参集し出陣する) 鎌倉番役 (幕府を警護する) 京都大番役 (朝廷を警護する) } 番役 (平時)

因解NOTE [將軍家系図]



[A] 執権政治

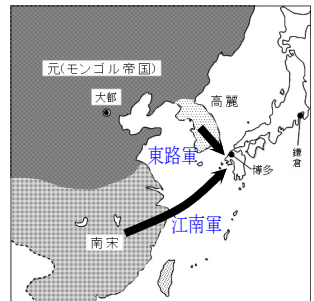
政治・争乱	
泰時	1225年 <u>連署</u> (執権の補佐→叔父の北条時房を任命) } 執権・連署・評定衆による合議制 1225年 <u>評定衆</u> (重要政務や裁判の評議・裁定) } →<u>評定</u> (幕府の最高決裁会議) 1226年 <u>摂家</u>(藤原) <u>将軍</u> (九条道家 [関白] の子の藤原(九条)頼経が4代将軍に就任) 1232年 <u>御成敗式目</u> (貞永式目) = 51カ条 趣旨=①右大将家(頼朝)以来の<u>先例</u>・武家社会の<u>道理</u>(慣習)に基づく<u>日本最初の武家法</u> ②武家社会(御家人)にのみ適用→<u>非御家人には適用しない</u> →公領(朝廷の支配下)では<u>公家法</u>・荘園(荘園領主の支配下)では<u>本所法</u>が効用 ③追加法は<u>式目追加</u>(御成敗式目制定後に必要に応じて発布された武家法の法令) ★北条泰時が弟の北条重時〔六波羅探題〕に消息文を送る(in『<u>唯浄裏書本</u>』) 内容=①守護の職務を<u>大犯三カ条</u>のみに限定(夜討・強盗・山賊・海賊の取締り権を追加) ②地頭の荘園侵略(年貢横領)を禁止 ③<u>年紀法</u>(土地占有が20年経過するとその所有権を認める) ④<u>女人養子</u>(実子のいない女子は養子に所領を譲与できる) <u>女性の地頭</u>・御家人も存在し、女性の<u>相続権</u>を認めている ⑤<u>悔返し権</u>(いったん譲与した所領でも、親は子の不孝な行為で取り戻せる)
	⑥ <u>武家独自の規定</u>
頼朝	1246年 <u>宮騒動</u> (謀反事件に関連したとして、北条時頼により藤原(九条)頼経が京都に追放される) 1247年 <u>宝治合戦</u> (有力御家人の三浦泰村を滅ぼす) 1249年 <u>引付衆</u> (評定衆の補佐・裁判の公平・迅速を図る) 1252年 <u>皇族</u>(宮) <u>将軍</u> (藤原(九条)頼朝に代えて、宗尊親王(後嵯峨天皇皇子)を将軍に迎える)
	〔モンゴル帝国(13世紀初期にチンギス=ハンがモンゴル統一)〕 ①<u>フビライ</u>→都を<u>大都</u>(現在の<u>北京</u>)に遷都し、国号を<u>元</u>と称す(1271) ②<u>高麗</u>を服属させる(元への服属を拒否し、<u>三別抄</u>(特別編成された精鋭軍団)が抵抗) ③<u>蒙古牒状</u>(1268)(日本に朝貢を何度も要求するが、時宗は無視&拒否) ↓ 1274年 <u>文永の役</u>(<u>元寇①</u>) (元・高麗軍が博多に上陸) 元集団戦法や「てつほう」などの火器に苦戦→暴風雨(?)のため退却 〔対岸防備(蒙古襲来に備える)〕 ①<u>石塁</u>(<u>石築地</u>) (博多湾沿岸に築いた防塁)を設置 ②<u>異国警固番役</u> (九州地方の御家人に命じた番役)を<u>制度化</u>(<u>文永の役前に設置</u>) ③<u>長門警固番役</u> (中国地方の御家人に命じた番役)を命令 →<u>長門探題</u>(北条氏一族から任命)設置 ↓ 1279年 元が<u>南宋</u>を滅ぼす(文永の役後) 1281年 <u>弘安の役</u>(<u>元寇②</u>) (東路軍(元・高麗軍)・江南軍(旧南宋軍)が博多に襲来) 石塁や日本軍の激しい抵抗で上陸を阻まれる→暴風雨にあい壊滅 〔元寇の結果(元寇の結果、北条氏の権力は拡大)〕 ①<u>神国思想</u>(日本は神が守っているという思想) ②<u>非御家人</u>の<u>動員権</u>(<u>本所一円地</u>(荘園領主が完全に支配している土地)の動員権を得る) ③北条氏による<u>30カ国</u>に及ぶ<u>守護職</u>の独占 ④<u>鎮西探題</u>(博多に設置した九州地域の統治機関)の設置(1293)

図解 NOTE [地頭の荘園侵略]

- ①承久の乱後、新補地頭が西国へ進出
→幕府支配の拡大や幕府の地頭任免権を背景に荘園領主への年貢滞納者が多発
- ＝地頭の荘園侵略＝
- ②後白河法皇が守護・地頭の任免権を幕府に認めているため朝廷は地頭を罷免できない
- ③地頭と荘園領主などの間で訴訟激増
but 道理・先例は地域によって異なる
- 慣習や道徳 過去の判決の例
- ④明確な全国的裁判基準の必要から
御成敗式目(貞永式目)(1232)を制定
- ★寛喜の飢饉(1231)による混乱も背景
- ⑤室町幕府の法令、戦国大名の分国法
江戸幕府の武家諸法度に影響を与える
- [地頭請](地頭の荘園侵略への解決法①)
- 荘園領主が荘園の管理を全面的に地頭に委ね、その代わりに一定額の税の納入を請け負わせる
- [下地中分](地頭の荘園侵略への解決法②)
- 荘園領主(領家)と地頭で
荘園を折半して分割支配
- ①和与中分
→荘園領主と地頭の和解
ex. 伯耆国東郷荘
- ②強制中分
→幕府が強制的に裁決
- [地頭の非法の例]
- 1275年 紀伊国阿氏河荘民の訴状
湯浅宗親の非道を荘園領主に訴える



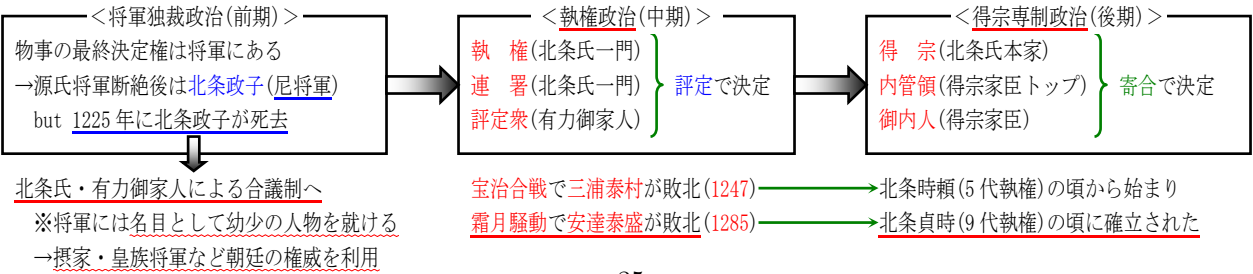
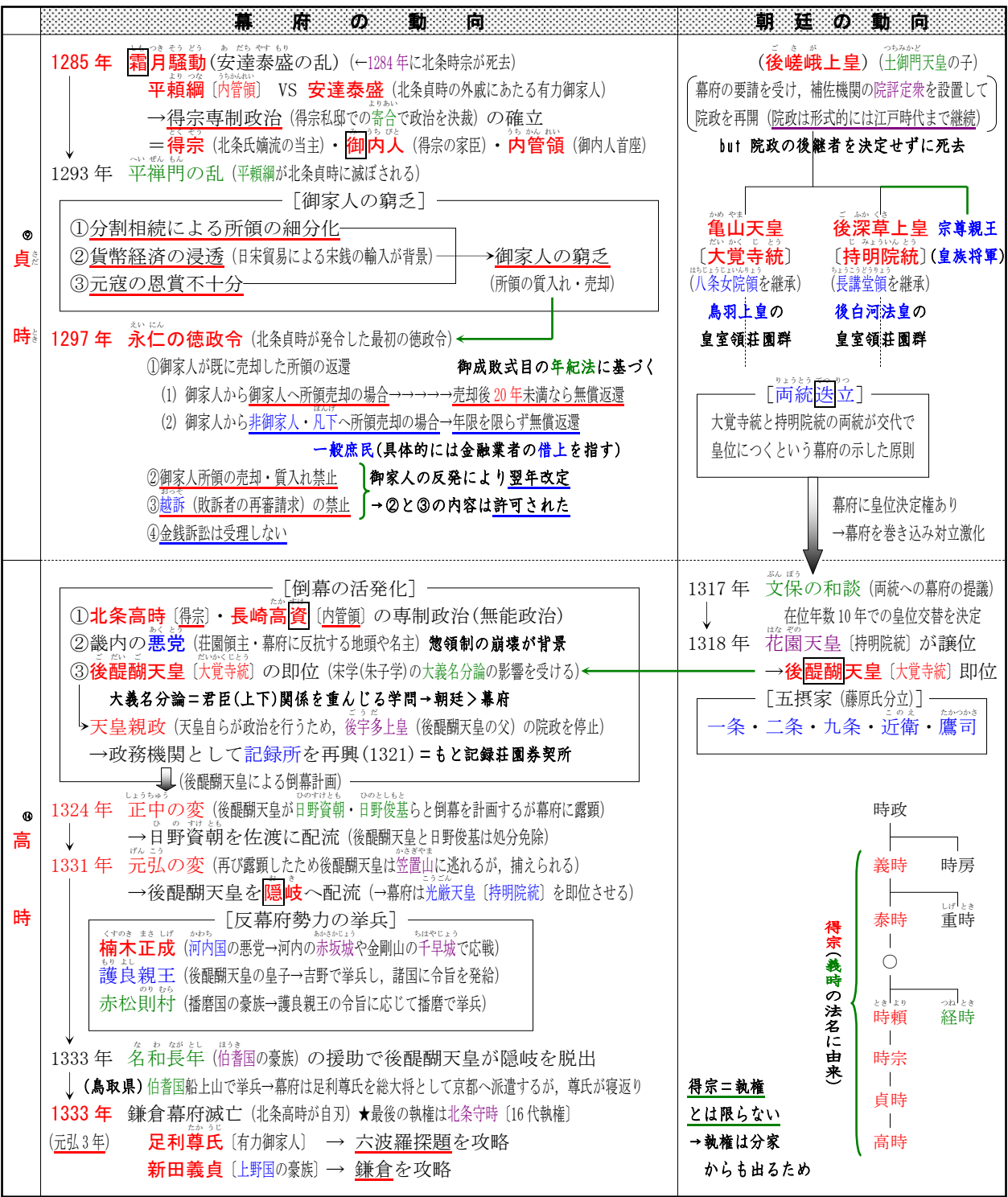
〔竹崎季長(肥後国の御家人)〕in『蒙古襲来絵巻』

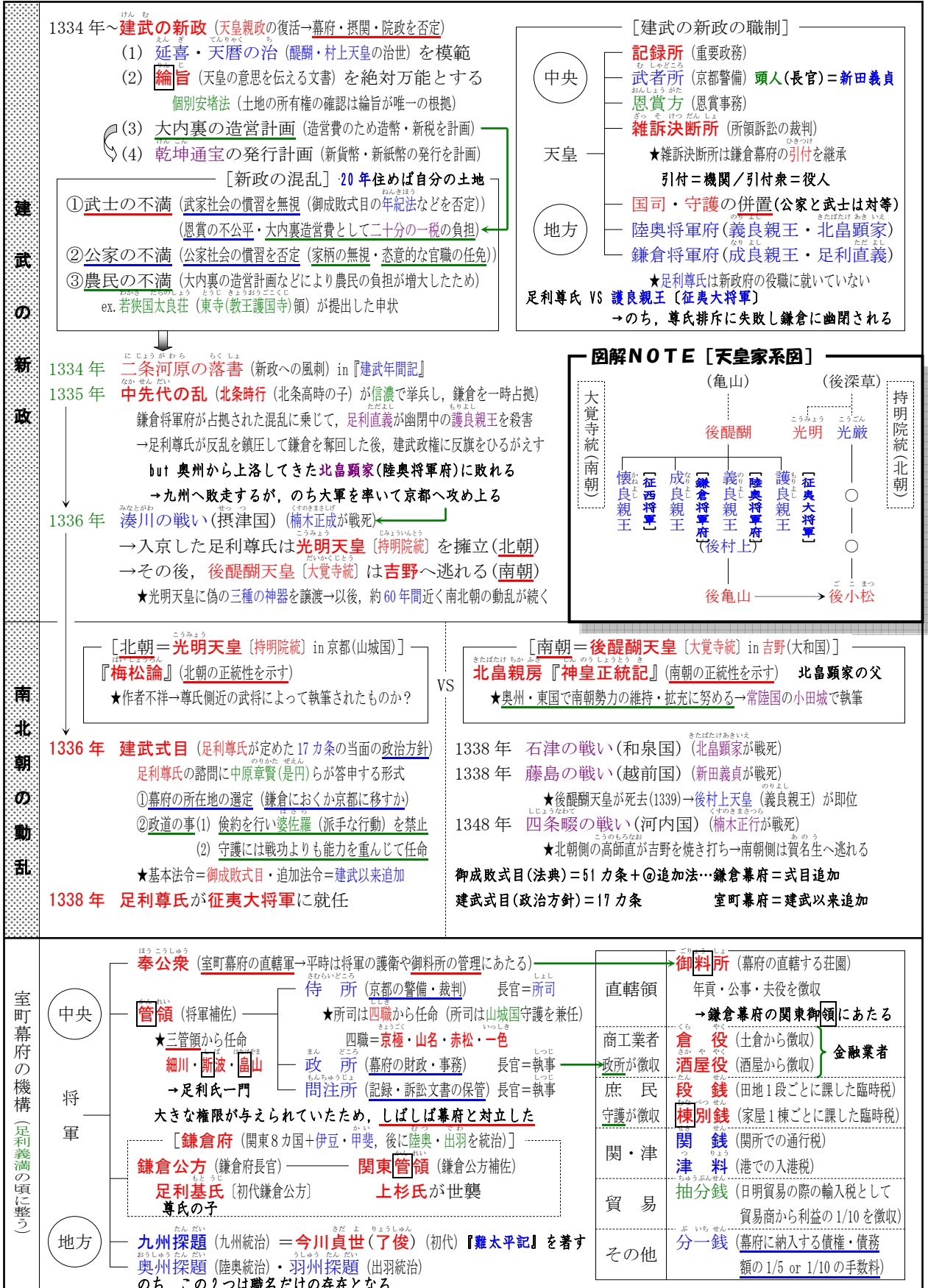


<守護・地頭>

- 惣追捕使=1国に1人ずつ任命され、犯罪人を取り締まる → ー↑ー → のちの守護
- 国地頭=1国に1人ずつ任命され、一国内を支配する - - - - - (衰退) (権限は警察権のみ)
- 支配のための給与として、国内の荘園・公領から段別(1段につき)5升の兵糧米を徴収
- but 国司の反発により、兵糧米は翌年廃止
- 荘郷地頭=荘園・国衙領に任命された地頭 → のちの地頭
- ※1段=360歩(1歩≒1坪)

[B] 得宗専制政治と鎌倉幕府の滅亡

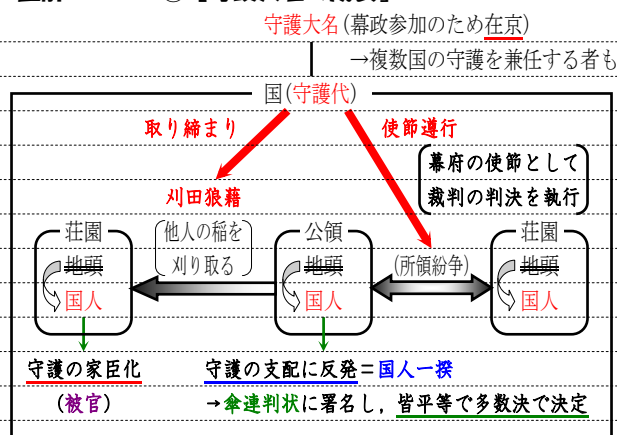




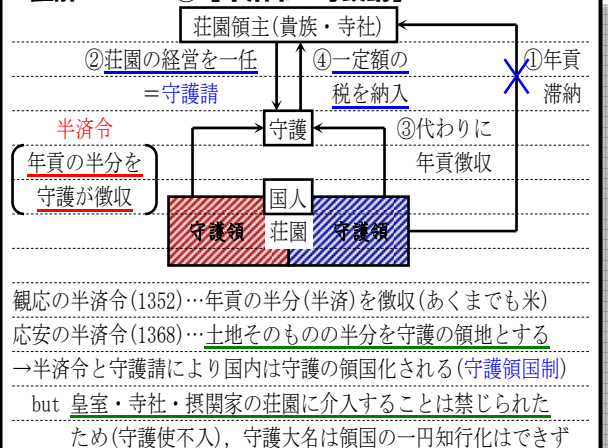
[B] 南北朝の動乱と合一 (1336~1392)

	室町幕府の動向	守護大名の成長と抑圧												
① 尊氏氏	1338年～足利尊氏 (兄)・足利直義 (弟) の二頭政治 尊氏 (軍事指揮権など主権的支配権を担う) } のち 直義 (所領裁判権など統治権的支配権を担う) } 対立 〔親応の擾乱 (1350~52)〕 (急進派) 早く南朝倒そう (漸進派) まず組織整備 足利尊氏 (征夷大將軍) 足利直義 (尊氏の弟) 高師直 (尊氏の執事) = 管領 足利直冬 (直義の養子) 〔伝統的権威を否定し、在地での武士の権益拡大を支持〕 VS 〔伝統的権威の秩序維持を尊重し、公武協調を模索〕 ★ばさら (伝統無視・派手な行動) として近江の佐々木 連 譽も有名 ①足利直義が高師直を殺害→足利尊氏が鎌倉で足利直義を毒殺 ②足利直冬が尊氏に敗北→のち、尊氏は子の足利義詮に將軍を譲る	地頭(血縁的結びつき)→国人(地縁的結びつき) ★国人 (地縁的に結びつき、自立的な権力を強めた荘官・地頭などの在地領主) 南北朝の動乱により、中央の対立が地方に波及(国人の横暴) but 鎌倉時代の守護には大犯三カ条の権限しか認められていないため、各地の国人の横暴を防ぐには不十分だった →そこで、建武以来追加で守護の権限を強化 1346年 刈田狼藉 (他人の稲を刈り取る行為) の取り締まり権 使節遵行権 (裁判の判決を幕府に代わり守護が強制的に執行する) →1352年 半済令(親応令) = 親応の擾乱の最中に出される 荘園・公領の年貢の半分の兵糧米として徴収する権利を守護に認める ★戦乱の激しかった近江・美濃・尾張の3国で1年限りの臨時に施行 →のち、各地の守護たちの要望により全国的・永続的に行われる												
② 義満	1368年 足利義満が3代將軍に就任(←足利義詮の死去) 管領の細川頼之 (のち康暦の政変で失脚) が足利義満を輔佐 〔九州における南朝の抵抗〕 1371年 南朝の懷良親王 (征西將軍) が九州を統一 1372年 北朝の今川貞世(了俊) (九州探題) が制圧 1378年 幕府を京都三条殿から京都室町殿に移転 足利義満が京都に建てた將軍邸は「花の御所」と呼ばれる 〔朝廷の京都市政権 (検非違使の管轄) 接收〕 侍所 (検非違使の京都警察権・裁判権を接收) 政所 (検非違使の京都商業課税権 (倉役・酒屋役の徴収) を接收) <table border="1" data-bbox="137 1004 658 1139"> <tr> <td>従来(朝廷の権限)</td> <td>→ 接收 →</td> <td>以降(幕府の権限)</td> </tr> <tr> <td>検非違使の警察・裁判権</td> <td>→</td> <td>侍所が管轄</td> </tr> <tr> <td>検非違使の京都商業課税権</td> <td>→</td> <td>政所が管轄</td> </tr> <tr> <td>国司の一國平均役徴収権</td> <td>→</td> <td>守護が段銭・棟別銭を徴収</td> </tr> </table> 1392年 足利義満の斡旋で南北朝が合一 後龜山天皇 (南朝) が後小松天皇 (北朝) に譲位 →三種の神器 (皇位の象徴としての鏡・剣・玉) を譲渡 1394年 足利義満が太政大臣に就任 (征夷大將軍を辞任) 翌年出家して道義と名乗る→北山殿 (のち鹿苑寺金閣) を建立	従来(朝廷の権限)	→ 接收 →	以降(幕府の権限)	検非違使の警察・裁判権	→	侍所が管轄	検非違使の京都商業課税権	→	政所が管轄	国司の一國平均役徴収権	→	守護が段銭・棟別銭を徴収	→1368年 半済令(応安令) = 全国的な半済令 ①皇室・寺社・摂関家領を除いた荘園・公領の年貢の半分の徴収 ②荘園・公領の下地そのものの折半を認める (事実上の下地中分) ★守護請 (守護が荘園・公領の一定の年貢納入を請け負う制度) 国人層の年貢滞納に悩まされた荘園領主は少しでも年貢収入を確保するため守護に荘園の経営を任せようとした 〔国衙の行政機能の吸収 (守護の権限強化を背景に獲得)〕 段銭・棟別銭 (田地・家屋ごとに賦課する権限を朝廷(国司)から接收) →昔の一國平均役 (P20へ) 〔守護大名の成長〕 守護は幕府から与えられたこれらの権限を行使し、国人を被官(家臣)とし、一國全体に及ぶ支配を確立した守護大名へと成長。守護が任国を領国化した支配体制を守護領国制、守護の代官を守護代というが、一円知行化はできず ↓ (勢力が強大化しすぎた守護大名を足利義満が抑圧) 1390年 土岐氏の乱 by 土岐康行 (美濃中心の守護大名) 1391年 明德の乱 by 山名氏清 (山陰中心の守護大名) 11カ国の守護を兼任=六分一殿(六分一衆)と称された 1399年 応永の乱 by 大内義弘 (周防・長門中心の守護大名) 6カ国の守護を兼任→堺(和泉国)で反乱を起こすが敗死
従来(朝廷の権限)	→ 接收 →	以降(幕府の権限)												
検非違使の警察・裁判権	→	侍所が管轄												
検非違使の京都商業課税権	→	政所が管轄												
国司の一國平均役徴収権	→	守護が段銭・棟別銭を徴収												

図解NOTE① [守護大名の成長]



図解NOTE② [半済令・守護請]

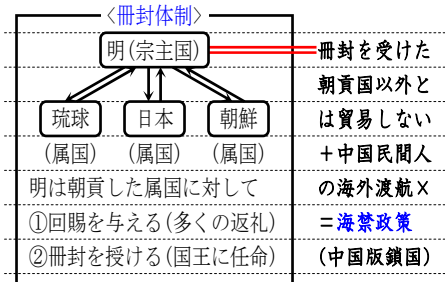


[A] 日明貿易

日 明 貿 易	
日 元 貿 易	— [日元貿易 (元とは正式な国交はなかったが、民間商船の往来による私貿易)] — 1323年 新安沈船 (東福寺再建の費用調達のため派遣→1976年に韓国で沈没船発見) 1325年 北条高時が建長寺船を元に派遣 火災により焼失した建長寺修復の費用調達のために派遣 1342年 足利尊氏が天龍寺船を元に派遣 (夢窓疎石の建議) 後醍醐天皇の冥福を祈るための天龍寺建立の費用調達の一端として派遣 夢窓疎石の建議で全国に安国寺と利生塔も建立 (南北朝の戦没者供養)
明 の 建 国	1368年 朱元璋 (太祖洪武帝) が元を倒し明を建国 (首都=のち北京) 同年 ①冊封体制 (明と周辺諸国は宗主国と属国の主従関係) の再構築 足利義満が → 周辺諸国に朝貢貿易をうながす 3代將軍就任 ②海禁政策 (中国民間人の海外渡航や民間貿易を禁じる) → 明の冊封を受けた朝貢国のみ貿易を認める
日 明 貿 易 の 交 渉	1369年 明が懷良親王 (征西將軍) に朝貢と倭寇禁圧を要求 初め拒絶するが、のちに臣従し「日本国王」の称号を与えられる (1371) → 北朝側は九州探題に任命した今川貞世 (了俊) を派遣し、大宰府を制圧 (1372) → のち今川氏は駿河守護へ (周防の大内氏が貿易の実権を握る) ★応永の乱 (1399) で大内義弘が滅ぼされる → 大内氏から幕府が貿易の実権を掌握 1401年 足利義満 (日本准三后) が明 (建文帝 → のち永楽帝) に国書を送る 正使 = 祖阿 (義満側近の僧) ・ 副使 = 肥富 (博多商人) in 『善隣国宝記』 (瑞溪周鳳が編纂した中国・朝鮮との外交史書) 1402年 明が「日本国王源道義」宛の返書・大統曆を義満に送る 足利義満のこと 服属の象徴 1403年 義満が「日本国王臣源」と署名して再度国書を明に送る → 明が本字勘合を交付 (1403) — [日明貿易 (勘合貿易)] — ① 明皇帝が交付する勘合 (倭寇と区別するための渡航証明書) を使用 ② 寧波で査証・北京で交易する朝貢貿易 (日本国王が明皇帝に朝貢)
日 明 貿 易 の 展 開	1404年 勘合貿易開始 = 義満 (朝貢形式により明に臣下の礼をとる) 1411年 勘合貿易中断 = 義持 (朝貢形式を屈辱的として拒絶) 1432年 勘合貿易再開 = 義教 (貿易の利益を考慮し再開) → 永享条約 (宣徳条約) (幕府と明との間で結ばれた条約) 貿易は10年に1回、船は3隻、乗組員は1隻300人に限定される ★応仁の乱後、幕府の権威が失墜するとともに貿易の実権は有力守護大名に移る → 大内氏 (博多商人との結びつき) VS 細川氏 (堺商人との結びつき) 1523年 寧波の乱 (大内義興と細川高国との貿易の主導権をめぐる寧波での衝突) → 乱後は大内氏が貿易を独占 (実質最後の遣明使船は1547年) 1551年 大寧寺の変 (大内義隆が家臣陶晴賢の謀反で自害 → 大内氏滅亡で日明貿易断絶) 1555年 厳島の戦い (毛利元就が陶晴賢を滅ぼす) ★のち尼子氏も滅ぼし中国地方を統一
輸 入 品	輸出品 = 銅 (銅銭の原料) ・ 硫黄 (黒色火薬の原料) ・ 刀剣 輸入品 = 生糸・明銭 (洪武通宝・永楽通宝 (最も広く流通した銅銭) ・ 宣徳通宝) ★楠葉西忍 (生糸は最も利益が多いと説いた大竺人の父と日本人の母をもつ混血の商人)

図解NOTE① [冊封体制]

元 = 異民族 (モンゴル民族) による国家
明 = 漢民族 (中国の主要民族) による国家
→ 中華思想 (中国を中心とする優越思想) を持つ
→ 冊封体制 (中国を中心とする国際秩序) を再興



倭寇 (中国・朝鮮沿岸で食糧や人を略奪した海賊)

→ 対馬・壹岐・肥前松浦を拠点

前期倭寇 = 日本人中心

後期倭寇 = 中国人・日本人・ポルトガル人

★ほとんどが中国人 ex. 倭寇王 = 王直

→ 倭寇は豊臣秀吉の海禁取締令 (1588) で衰退



〔倭寇の様子 (日本人の格好をした中国人)〕

日本側の貿易利益は莫大

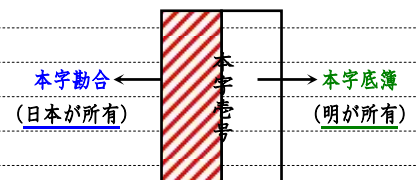
① 滞在費・運搬費などは全て明側が負担

② 関税なし (銅は中国で5倍で売れたりする)

図解NOTE② [勘合]

① 勘合 = 倭寇と区別するための渡航証明書

→ 明の皇帝が日本国王に交付する



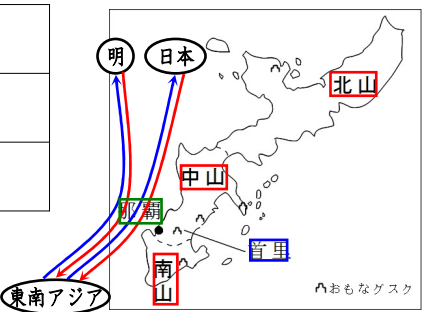
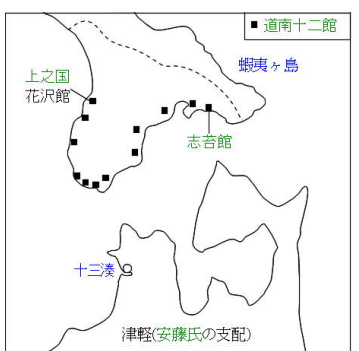
② 日本船 (遣明船) は本字勘合を持参して寧波に入港
→ 明の所有する本字底簿と照合して査証を受ける

③ その後、首都の北京に赴いて交易にあたる

★ 日字勘合・日字底簿もあるが、日字勘合は明から日本に
来航する場合に使用するもので、一度も使用されなかった

→ 朝貢貿易なので明から使節は来ない

	日 朝 貿 易	そ の 他
貿易の開始	1392年 李成桂が高麗を倒し李氏朝鮮を建国(首都=漢城) 現在のソウル →日本に倭寇禁圧を要求 ★同年の1392年に南北朝の合一 1404年 日朝貿易開始(足利義満が応じ、対等な国交が結ばれる) ★日朝貿易は幕府だけでなく西国の守護大名や商人も参加→対馬島主の宗氏に統制させる (1) 宗貞茂(8代当主)が貿易の統制・倭寇の取締りに尽力するが1418年に死去 (2) 後を継いだ宗貞盛(9代当主)が若年であったため統制できず、倭寇の活動が活発化	1019年 刀伊の入寇(女真族が大宰府を襲撃) 1419年 応永の外寇(朝鮮が対馬を襲撃)
貿易の展開	1419年 応永の外寇(朝鮮が倭寇の根拠地とみなしていた対馬を襲撃→宗貞盛が応戦)← 1420年 朝鮮から宋希環(室町幕府への回礼使→『老松堂日本行録』を著す)が来日 日朝貿易は一時中断するが、のち宗貞盛[対馬島主]の統制が確立したことで貿易再開(1423) 1443年 嘉吉条約(癸亥約条)(朝鮮と宗氏との間で結ばれた条約) ①貿易船の数を制限(宗氏の船=年50隻・他氏の船=年1~2隻) ②貿易港を三浦(塩浦・富山浦・乃而浦)のみに限定 →漢城と三浦にそれぞれ倭館(日本人の接待・貿易施設)を設置 ③のち、通信符(朝鮮国王が日本国王などに贈った通交証)を用いた貿易に倭館を設置 1510年 三浦の乱(三浦に住む日本人が特権縮小に反発し暴動)	朝鮮側は宗氏ではなく、対馬に根拠地をかまえる倭寇を根絶しようとしたかった
輸出入品	輸出品=銅・硫黄・蘇木(東南アジア産の染料に使う木) 輸入品=木綿・高麗版大蔵經(仏教の経典を集成したもの) ★のち木綿は三河国を中心に国内で栽培されるようになる	

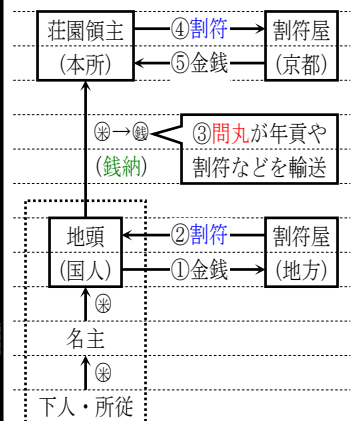
琉球(沖縄)	原始 旧石器時代…港川人(中国南部の柳江人と似た特徴をもつ化石人骨) 貝塚時代…貝塚文化(南島文化)(農耕を行わない狩猟採集文化) 古代 奈良時代…鑑真が阿児奈波(沖縄)に漂着 in『唐大和上東征伝』(淡海三船) 中世 グスク時代…按司(各地に割拠した豪族)がグスク(城)を建築 三山時代…南山・中山・北山の3勢力が対立 1429年 中山王の尚巴志が三山を統一(第1尚氏王朝) →琉球王国を建国(王府を首里に置き、首里城を建設→首里城の正門=守礼門) [中継貿易(中国・朝鮮・日本・東南アジアの輸出入を中継する貿易形態)] 那覇(王府首里の外港)が貿易の拠点として繁栄(16世紀後半以降は衰退)→海禁政策を行う明と交易するために明の冊封を受け入れる=明に服属する 1470年 内間金丸(→のち尚円と称す)によるクーデター(第2尚氏王朝) 『おもろさ(そ)うし』(琉球王府によって編集された琉球の古代歌謡集)の編纂開始	
蝦夷ヶ島(蝦夷)	原始 7世紀以前 続縄文文化(農耕を行わない狩猟採集文化で、続縄文土器をともなう) ★稲作を行わない理由=寒冷で稲作に適さない・鮭や鱒など魚介類が豊富 古代 7世紀以降 擦文文化(農耕を行わない狩猟採集文化で、擦文土器をともなう) ★オホーツク文化(オホーツク海沿岸で、オホーツク式土器をともなう) 中世 14世紀以降 蝦夷ヶ島南部に和人(安藤(東)氏(津軽の豪族)の支配下)進出 ①渡島半島南部に館(和人の居住地)を建設 →道南十二館(渡島半島南部にあった12の館の総称) ex. 志苔館(珠洲焼・越前焼などの陶磁器や大量の古銭が出土) ②アイヌとの交易(昆布や鮭などの海産物を京都に運送) →拠点となった十三湊の繁栄 1457年 コシャマインの戦い(和人の圧迫に耐えかねたアイヌの大首長コシャマインが反発) →蠣崎氏(安藤氏の支配下にあった上之国花沢館主)の客将武田信広が鎮圧(武田信広が蠣崎氏を継ぐ→江戸時代に松前氏と改称)	

	鎌倉時代	室町時代
栽培	二毛作 (米→麦 [畿内・西日本に普及]) → 同じ田畑で連作するため肥料を使用	二毛作 (米→麦 [東日本(全国的)に普及]) 三毛作 (米→麦→そば [畿内一部に普及]) in 『老松堂日本行録』(宋希環 (朝鮮使節)) 下肥 (人糞尿) も加わる 刈敷や草木灰とともに用いられた
肥料	刈敷 (草を刈って田に敷き込み腐敗させる) 草木灰 (草木を燃えて灰にする) → 入会地 (山林などの共同利用地) で採取	
品種改良	大唐米 (中国から輸入された多収穫米) 赤米・唐法師 と呼ばれた	早稲・中稲・晩稲 の普及 ★麦などの後作・災害対策として収穫時期をずらす 龍骨車 (中国から伝来した揚水機) 壊れやすい 水車 (川の流れを利用した揚水機)
揚水機	→ 用水路から田んぼに水を引き揚げる	
耕作	牛馬耕 (水田耕作で牛・馬に犁を引かせる) in 『松崎天神縁起絵巻』 鉄製農具の普及 (鋤物師が普及に貢献)	
手工業品の生産	鋤物師 (農具・鍋などの鋤物を作る職人) 鍛冶師 (武器・刃物などの打ち物を作る職人)	鋤物師 (農具・鍋などの鋤物を作る職人) 鍛冶師 (武器・刃物などの打ち物を作る職人) 番匠 (大工→2人がかりで大板材を挽く大鋸を使用) 鎧師 (鎧を作る職人)
商品作物の栽培	荳胡麻 (灯油の原料) 藍 (染料の原料) 楮 (和紙の原料) 桑 (葉は蚕の食用) 苧 (綿・晒の原料)	酒造業 =摂津・河内・大和 製陶業 =美濃・尾張・ 信楽焼 (近江) 製紙業 =杉原紙 (播磨)・美濃紙 (美濃) → 絹織物=加賀・丹後・西陣織 (山城) → 麻織物=越後縮 (越後) 綿織物=木綿 (朝鮮から輸入→三河国で栽培)
	鎌倉時代	室町時代
定期市	三斎市 (月に3度開催された定期市) ex. 備前国(岡山県)福岡市・信濃国(長野県)野市 in 『一遍上人絵伝』(円伊)	六斎市 (月に6度開催された定期市) 応仁の(1467)乱前後に一般化
商売	見世棚 (常設の小売店) 行商人の出現	見世棚 (店棚) (常設の小売店が一般化) 連雀商人 (商品を連雀で背負った行商人) 振売 (商品を天秤棒にかけた行商人) 桂女 (鮎・朝鮮鮎を売り歩く女性の行商人) 大原女 (炭・薪を売り歩く女性の行商人)
貨幣	宋銭 (日宋貿易で輸入した銅銭) ★鎌倉後期から年貢などの代銭納(銭納)始まる → 年貢などを荘園領主のもとへ輸送 問丸 (問) (年貢や商品の保管・輸送)	明銭 (日明貿易で輸入した銅銭) ex. 洪武通宝・永楽通宝 (最も流通)・宣徳通宝 → 貨幣の需要増大により粗悪な私鑄銭の流通 問屋 (商品の保管・売買にあたる卸売業者)
運送業者	[為替] 遠隔地間の金銭輸送を割符という 手形・小切手で代用する方法	[運送業者 (問屋の統制下)] 陸上=馬借 (荷を馬の背に乗せる) 車借 (荷を牛馬のひく車に乗せる) 海上=廻船 (港を廻って商品を輸送する)
金融業者	借上 (鎌倉期の高利貸)	土倉 (高利貸)・ 酒屋 (土倉を兼ねる酒造業者) ★頼母子・無尽 (農村で相互に融資しあう金融)
同業組合	(平安末期に生まれ、鎌倉時代に確立) ★供御人 (天皇家に貢納・奉仕する職能民) 神人 (神社に雑役を奉仕する下級神職) 荘園公領制の確立以降、京都の商工業が発達し、天皇家や寺社から販売の独占・課税の免除などを認められた座を形成	→ 座 (商工業者の同業組合→室町時代に大規模化) → 本所 (寺社・貴族) による保護 ★座衆は本所に座役 (納付税) を納める代わりに 問銭の免除や仕入れ・販売の独占の特権を獲得 ex. 大山崎油座 =石清水八幡宮 (本所) 祇園社綿座 =祇園社 (本所) 北野神社酒麴座 =北野神社 (本所)

図解NOTE① [諸産業]

- ①農業生産力の向上(集約化・多角化)
ex. 二毛作・三毛作・肥料の使用
- ②商品作物(原料作物)の栽培・手工業品の生産など諸産業の発達
→手工業を専門にする職人の増加
- ③商品経済の発達
ex. 見世棚・定期市・座の発達
- ④中国銭(宋銭・明銭)の流入
- ⑤貨幣経済の浸透
ex. 金融業者・代銭納の開始
- ⑥遠隔地取引の活発化
ex. 行商人・運送業者・為替の使用

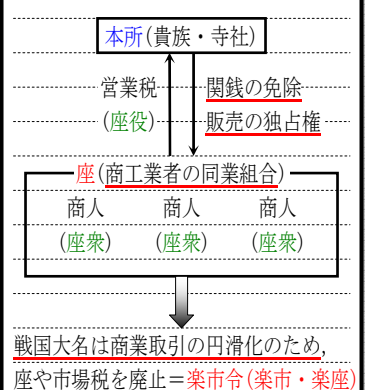
図解NOTE② [為替]



図解NOTE③ [撰銭令]

- ①輸入銭による貨幣経済の浸透
- ②貨幣の需要増大により貨幣不足
→国内で粗悪な私鑄銭が製造される
- ③取引の際、私鑄銭のような悪銭での受取りを拒否する行為(撰銭)が多発
- ④幕府や戦国大名が撰銭令を發布
(1) 極端な悪銭の使用を禁止
(2) 一部の悪銭の使用を認める
(3) 良銭と悪銭の交換比率を定める

図解NOTE④ [座]



[B] 惣村の形成(室町時代)

惣村の形成

惣村(惣) (荘園や公領内部に生まれた畿内の農民達が地縁的に結びついた自治的な村)

★惣・惣郷 (荘園・公領内の複数の惣村が広範囲に結びついた大きな共同組織)

①惣百姓……………惣村を構成する村民一同

②おとな(乙名・長)・沙汰人……………惣村の指導者(主に名主層のもの)

★加地子(名主が作人・下作人から徴収する小作料)を徴収して地主化

→地侍(大名と主従関係を結び、侍身分を獲得した有力農民)となる者が多い

③寄合……………有力名主を中心とした自治的協議機関

名主層が中心で下人・所従などは参加できない

④惣掟(村掟・地下掟)……………惣村内で守るべき規約

★入会地(山林などの共同利用地)・番水制(用水の管理・配分)について定める

⑤自検断(地下検断)……………村民が警察権を行使(違反者へ制裁)

⑥地下請(百姓請・村請)……………惣村でまとめて年貢納入を請け負う

[一揆の形成]

①宮座(神社の氏子組織・農民の祭祀集団)を中心に神社に集まる

おとな・若者組などリーダー層で構成される祭祀を行う組織

[一味神水(一味同心を図るために用いられた作法)]

神仏に誓約した起請文に署名し、それを焼いて水に混ぜ、全員で回し飲む

②一揆(一味同心という連帯意識を持った人々の集団)の結成

→荘家の一揆(荘園・公領を単位とする荘園領主に対する一揆)

(1)愁訴(年貢減免などを百姓申状にして荘園領主に提出)

(2)強訴(荘園領主に年貢減免などを要求し集団で押しかける)

(3)逃散(一時的に集団で土地から退去し、山林などに逃げ込む)

★荘園・公領の枠(領主の違い)を越えて周辺の惣村が広く結合

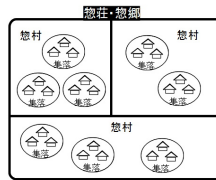
③土一揆(惣村を基盤に酒屋・土倉など高利貸業者を土民(一般庶民)が襲撃)

質物や貸借証文を奪い、実力で債務を破棄・売却地を取り戻す(私徳政)

→のち、債権・債務破棄のため、幕府に徳政令の発布を求める(徳政一揆)

★背景=農村への貨幣経済の浸透(土倉・酒屋から借金・土地の質入れ)

図解NOTE [惣村]



支配単位である荘園・郷の内部には複数の惣村が存在し、さらに一つの惣村は複数の集落によって構成されていた

①農業生産力の向上(有力農民・小農民の成長)

②戦乱の多発に対する自衛(南北朝の動乱など)

③荘園制の崩壊が進展(地頭・守護の荘園侵略などが背景)

→荘園領主(貴族・寺社など)の支配が無効化

④農民が地縁的に結びついた自治的な村(惣村)

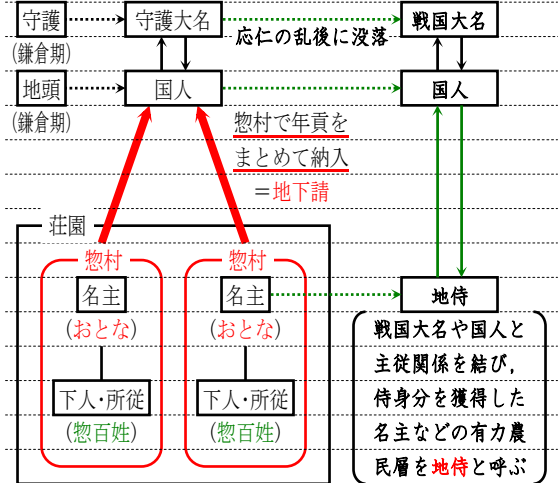
→農民は自治を行うために以下のものを定める

(1)村のリーダー……………おとな・沙汰人

(2)村人の会議……………寄合

(3)村のルール……………惣掟(村掟・地下掟)

(4)違反者へは制裁……………自検断(地下検断)



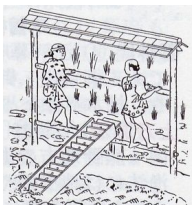
[牛耕(犁を引く牛) in 『松崎天神縁起絵巻』]



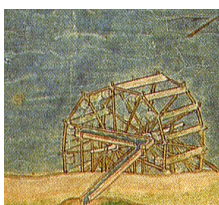
[鍛冶師・番匠・鎧師] in 『職人尽絵』]



[見世棚(店棚)]



[龍骨車]



[水車]



[備前国福岡市 in 『一遍上人絵伝』]



[連雀商人]



[振売]



[大原女]



[桂女]



[永楽通宝]



[私鑄銭①]



[私鑄銭②]

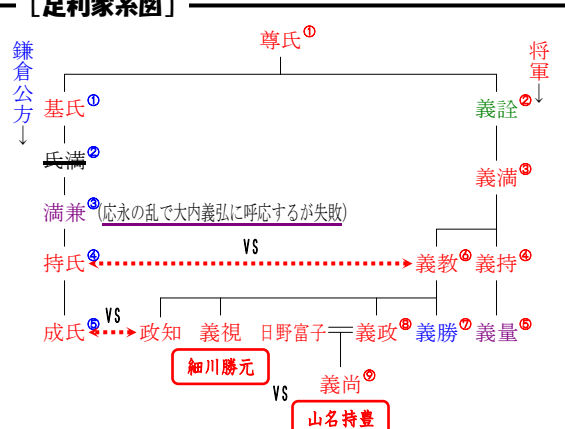


[馬借]



[借上]

[A] 室町幕府の動揺

	幕府の動向	土一揆・国一揆・一向一揆										
④ 義持 (義量)	1416年 上杉禅秀の乱 (上杉禅秀(氏憲) [前関東管領] の反乱) → 足利持氏 [4代鎌倉公方] が鎮圧 1428年 足利義持の死去 (→次期将軍をくじ引きで決定) → 足利義教が就任 (くじ引き将軍・還俗将軍と呼ばれる) ★嫡子の義量が早世したため、弟の義満 [天台座主] が還俗 → 足利義教が就任 (くじ引き将軍・還俗将軍と呼ばれる) ★「万人恐怖」の将軍専制政治 (将軍への権力集中をはかる) → のち有力守護大名を抑圧 (→諸大名の危機感を招く)	中世の人々には天皇・将軍の代替わりや天変地異が起こると土地の所有権も含めて「全てが元に戻る」という意識があった 1428年 正長の土一揆 (足利義持→足利義教の将軍代替わりが契機) 近江坂本の馬借 (運送業者) の蜂起を契機に畿内一帯に波及 土民が酒屋・土倉・寺院 (祠堂銭の貸付が原因) などを襲撃 → 畠山満家 [管領] が鎮圧 (幕府は徳政令を発布せず) in 『大乘院日記目録』 by 尋尊 (興福寺の僧で一条兼良の子) ★徳政令の例 (一揆の勢力が盛だった地域では例外的に発布) = 柳生の徳政碑文 in 大和国 (大和国守護=興福寺)										
⑤ 義教 義勝	1438年 永享の乱 (足利持氏 [4代鎌倉公方] の反乱) → 上杉憲実 (関東管領)・幕府軍が鎮圧 (1439) ★上杉憲実=足利学校 (下野国) を再興 (1439) 1440年 結城合戦 (下総の結城氏朝が足利持氏の遺児を擁して挙兵) のち、関東管領の上杉氏が鎌倉府の実権を掌握 1441年 嘉吉の変 (義教の守護大名抑圧策に対する危機感が背景) → 赤松満祐 [播磨国] の守護が足利義教を殺害 → 山名持豊 (宗全) ら幕府軍が鎮圧	1429年 播磨の土一揆 (赤松氏の家臣国外追放という政治的要求) → 赤松満祐 [播磨国守護] が鎮圧 ①土一揆…土民 (一般庶民) による主に徳政令発布を求めた一揆 ②国人一揆…国人による一揆 (傘連判状に参加者の皆対等を署名) ③国一揆…国人を中心に地侍・土民 (一般庶民) も参加した一揆 1441年 嘉吉の土一揆 (足利義教→足利義勝の将軍代替わりが契機) 「代始めの徳政」を要求→幕府が初めて徳政令を発布 →山城国に一国平均 (のち全国一律) の徳政令が出される 徳政令の発布により酒屋・土倉は大打撃 = 幕府の酒屋役・土倉役も減少してしまう ★分一銭 (債務・債権額の5分の1or10分の1) を幕府に納入すると債務者には債務の破棄を認め、債権者には徳政の適用から免除する										
⑥ 義政	★寛正の飢饉 (京都で8万人が餓死した最大の飢饉) (1459~60) 1467年~応仁・文明の乱 (1477年まで11年間続く) in 『応仁記』 将軍家の継嗣問題と管領家 (斯波氏・畠山氏) の家督争いに、山名持豊・細川勝元がそれぞれ支援したため対立が激化 <table><thead><tr><th>西軍 (11万人)</th><th>東軍 (16万人)</th></tr></thead><tbody><tr><td>山名持豊 (宗全)</td><td>総大将 細川勝元</td></tr><tr><td>足利義尚 (義政の子)</td><td>足利義視 (義政の弟)</td></tr><tr><td>畠山義就 (持国の子)</td><td>畠山政長 (持国の養子)</td></tr><tr><td>斯波義廉 (義健の養子)</td><td>斯波義敏 (義健の養子)</td></tr></tbody></table> あしがら (足軽 (軽装の雑兵) in 『真如堂縁起絵巻』) ★一条兼良「足軽は超過したる悪党」 in 『撫談治要』 (足利義尚への意見書)	西軍 (11万人)	東軍 (16万人)	山名持豊 (宗全)	総大将 細川勝元	足利義尚 (義政の子)	足利義視 (義政の弟)	畠山義就 (持国の子)	畠山政長 (持国の養子)	斯波義廉 (義健の養子)	斯波義敏 (義健の養子)	〔足利家系図〕 
西軍 (11万人)	東軍 (16万人)											
山名持豊 (宗全)	総大将 細川勝元											
足利義尚 (義政の子)	足利義視 (義政の弟)											
畠山義就 (持国の子)	畠山政長 (持国の養子)											
斯波義廉 (義健の養子)	斯波義敏 (義健の養子)											
⑦ 義尚	1477年 和議成立 (山名持豊・細川勝元の死去 (1473) が背景) → 影響=①京都の荒廃→文化人の地方移住 (文化の地方伝播) ↓ ex. 山口 (「小京都」と呼ばれた大内義隆の城下町) ②荘園制の解体が進展 (公家勢力の権威が失墜) ③将軍の権威の失墜・守護大名の勢力衰退 ↓ →守護在京制による幕府の政治体制が崩壊 ④守護代・国人に領国の実権が移る (下剋上の風潮)	1485年 山城の国一揆 (南山城の国人・土民を中心とする一揆) 応仁の乱後も対立を続けた畠山義就・政長軍を国外に退去させる →寺社本所領の還付・新開の撤去・国徒を平等院の寄合で制定 ★36人の月行事が8年間の自治 (1493年に内部対立で解体) in 『大乘院寺社雑事記』 by 尋尊 (興福寺の僧で一条兼良の子) 1488年 加賀の一向一揆 (加賀国の浄土真宗門徒による一揆) 守護の富樫政親を滅ぼす→名目上の守護に富樫泰高をたてる ★「百姓の持ちたる国」 (百姓が約100年間の自治) →のち、柴田勝家 (織田信長の家臣) が平定 (1580)										
⑧ 義隆	1493年 明応の政変 (細川元元 [管領] が足利義材 (義隆) を廃して足利義隆 (堀越公方政知の子) を将軍に擁立)	④一向一揆…浄土真宗 (一向宗) の信者による一揆 (本願寺派中心) ⑤法華一揆…法華宗 (日蓮宗) の信者による一揆 (京都の町衆中心)										

[B] 戦国時代

図解NOTE① [戦国大名の分国支配]

① 応仁の乱後に守護大名の多くは没落

★例外=今川氏・武田氏・六角氏・大内氏・大友氏・島津氏

② 守護代・国人の台頭 (守護大名から転身した場合もある)

→ 戦国大名へ成長 (実力で領国支配を強化し、領国の一円支配を確立)

斯波氏 [守護] の領国 → 越前=朝倉氏・尾張=織田氏

京極氏 [守護] の領国 → 北近江=浅井氏・出雲=尼子氏

[下剋(克)上] (下の者が上の者をしのぐ風潮) の世

土岐頼芸 [守護] → 斎藤道三 (土岐氏家臣) → 斎藤義龍 (道三の嫡子)

大内義隆 [守護] → 陶晴賢 (大内氏家臣) → 毛利元就 (安芸の国人)

のち、出雲の尼子氏も滅ぼし、中国地方統一

細川晴元 [管領] → 三好長慶 (細川氏家臣) → 松永久秀 (三好氏家臣)

のち、13代将軍足利義輝も殺害し、東大寺も焼失させる

③ 家臣団の形成 (国人・地侍を家臣団に組み入れる)

→ 寄親・寄子制 (上級家臣を寄親・下級家臣を寄子とする仮の親子関係)

国人層の上級家臣と地侍層の下級家臣の連帯を深める

④ 貢高制 (家臣の収入額を錢に換算して把握→戦国大名の軍役賦課の基準となる)

家臣の所領支配を保障する代わりに、貢高に見合った軍役を家臣に負担させる

⑤ 指出検地 (家臣・農民に面積・収入額を自己申告させ、検地帳に登録する)

⑥ 分国法・家訓 (分国支配の基本法) の規定

- (1) 喧嘩両成敗 (家臣間の私闘を禁止し、大名が全て裁判する)
- (2) 私婚の禁止 (家臣の婚姻は大名の許可制)
- (3) 縁坐・連坐 (犯罪者の親族や関係者の連帯処罰)
- (4) 家臣の城下町集住 ex. 朝倉氏の越前一乗谷

⑦ 城下町 (大名の居城を中心に発達した町) の発展

- (1) 楽市令 (楽市・楽座) (商品取引の円滑化をはかるため座を廃止)
- (2) 関所撤廃 (通行料として関税を徴収するために置かれた関所を廃止)
- (3) 伝馬制度 (城下町と支城を結ぶ主要な街道に宿駅・伝馬を設ける)

↓ (城下町の形成)

小田原 (北条氏)・春日山 (上杉氏)・一乗谷 (朝倉氏)・山口 (大内氏)

府中 (武田氏)・府中 (今川氏)・府内 (大友氏)・鹿児島 (島津氏)

戦国大名

収入額に見合った軍役(兵力)を負担

家臣団

寄親=国人

寄子=名主(地侍)

下人・所従

家臣の所領支配を保障し、家臣の収入額を錢で把握=貢高制

→貨幣経済の浸透が背景

家臣・農民に収入額を自己申告させて把握

=指出検地

<家臣団を統制するため分国法を制定>

① 喧嘩両成敗→国人(家臣)同士の紛争を自分たちの実力(私闘)で

解決する自力救済を否定→大名に裁判権を一元化

② 家臣の城下町集住→(1) 家臣を在地から切り離し、謀反を防止

(2) 戦時における軍事動員を迅速にする

分国法	伊達氏 (陸奥) 『 <u>伊達氏新法度</u> 』 (伊達 ^{だて} 種宗)
	★分国法中最大の条数 (171 条) 『御成敗式目』の影響が大きい
家訓	結城氏 (下総) 『 <u>結城氏新法度</u> (結城家法度)』 (結城政勝)
	★信玄堤 (信玄が釜無川と御制使川の合流点に築いた堤防)
家訓	武田氏 (甲斐) 『 <u>甲州法度之次第</u> (信玄家法)』 (武田信玄)
	★信玄堤 (信玄が釜無川と御制使川の合流点に築いた堤防)
家訓	今川氏 (駿河) 『 <u>今川氏家目録</u> 』 (今川氏親)
	★氏親の『今川氏家目録』と、義元の『今川氏家目録追加』からなる
家訓	六角氏 (南近江) 『 <u>六角氏式目</u> (義治式目)』 (六角義治)
	三好氏 (阿波) 『 <u>新加制式</u> 』
家訓	長宗我部氏 (土佐) 『 <u>長宗我部氏法度</u> (長宗我部親百箇条)』
	大内氏 (周防) 『 <u>大内氏法度</u> (大内家壁書)』
家訓	相良氏 (肥後) 『 <u>相良氏法度</u> (相良家法度)』
	北条氏 (伊豆) 『 <u>早雲寺殿二十一ヶ条</u> 』 (北条早雲)
家訓	★子の氏綱・孫の氏康の代には関東の大半を支配
	朝倉氏 (越前) 『 <u>朝倉孝景条々</u> (朝倉敏景十七箇条)』
家訓	★分国法中最も条数が少ない (17 条)

図解NOTE② [関東の争乱]

<鎌倉公方の分裂>

① 永享の乱後、関東管領の上杉氏が鎌倉府の実権を握る

→ 享徳の乱 (1454) (足利成氏 [5代鎌倉公方] が上杉憲忠 [関東管領] を殺害)

② 足利義政 (8代将軍) は兄弟の足利政知を関東へ派遣

★成氏は対抗するため下総の古河へ入る→政知は関東に入らず伊豆の堀越にとどまる

③ 鎌倉公方の分裂→古河公方 (下総国) = 足利成氏 (足利持氏の子)

→ 堀越公方 (伊豆国) = 足利政知 (足利義政の兄弟)

④ 関東管領の対立→山内上杉氏・扇谷上杉氏

<後北条氏の台頭>

① 伊勢長氏 (宗瑞) (もと今川氏家臣→のち北条早雲と名乗る=後北条氏の祖)

堀越公方の足利茶々丸 (政知の子) を滅ぼして伊豆を奪取

→ のち相模を制圧して、小田原 (相模国) を本拠とする

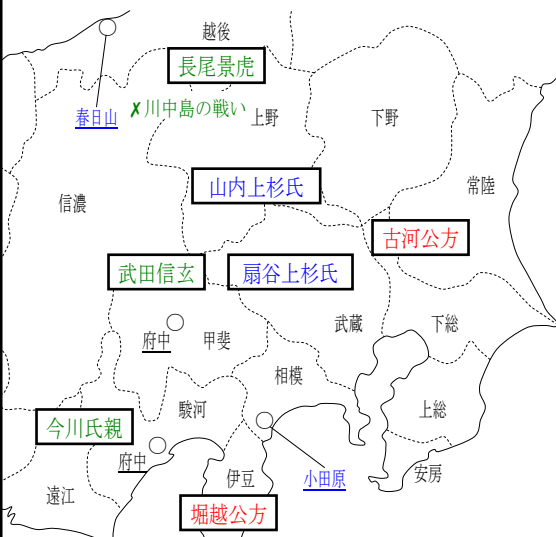
② 北条氏綱 (早雲の子→初めて北条氏を称する)

③ 北条氏康 (氏綱の子→北条氏の全盛期を築く)

扇谷上杉氏・古河公方を滅ぼし、山内上杉氏も圧迫

→ 山内上杉憲政は越後の長尾景虎 (のち上杉謙信) を頼る

④ 北条氏政 (氏康の子→1590年に豊臣秀吉に滅ぼされる=小田原攻め)



南 蛮 貿 易

[大航海時代 (15~17世紀前半)]

コロンブス(イタリア人)……西インド諸島(アメリカ大陸)を発見
 ヴァスコ・ダ・ガマ(ポルトガル人)……喜望峯廻りのインド航路を発見
 マゼラン(ポルトガル人)……太平洋を航行し世界周航

↓(のち、以下の都市を東方貿易の貿易拠点とする)

ポルトガル=ゴア(インド)・マカオ(中国)

イスパニア(スペイン)=マニラ(フィリピン)

↓ 倭寇王=王直の船

1543年 ポルトガル人を乗せた中国船が種子島(大隅国)漂着

→種子島時義弘(島主)が鉄砲を2挺購入(鉄砲伝来)
 in『鉄砲記』(文之玄昌)

[鉄砲伝来による変化]

①鉄砲の国内生産(国産化)

堺(和泉)・根来・雑賀(紀伊)・国友(近江)

②戦術の変化

騎馬戦 → 足軽鉄砲隊による集団戦法

③築城法の変化 ex. 長篠の戦い(1575)

山城(山) → 平山城(丘) → 平城(平野)

1584年 イスパニア(スペイン)人が平戸(肥前国)に来航

当時のスペイン国王はフェリペ2世

[南蛮貿易(ポルトガル人・イスパニア人との貿易→ポルトガル有利)]

①主要貿易港(各大名の城下町)

鹿児島・平戸・長崎・府内

(島津氏)(松浦氏)(大村氏)(大友氏)

②輸出入品(日本と中国・南方との中継貿易の形態をとる)

輸出品=銀・硫黄・刀剣

輸入品=中国産生糸・鉄砲・火薬(原料は硝石)

★鉄砲は国産化されたが、硝石の国内採取は不可能なため輸入に依存

キ リ ス ト 教 の 伝 来

1549年 フランシスコ・ザビエルが鹿児島(島津貴久の城下町)に到着

★ザビエル(スペイン人)はイエズス会(耶穌会)の宣教師

→大内義隆(肥前・周防)・大友義鎮(豊後)の保護を得て布教

[ザビエル後の宣教師]

ガスパル=ヴィレラ 堺の状況を『耶穌会士日本通信』で本国に報告

ルイス=フロイス 『日本史』(イエズス会の活動歴史書)を著す

オルガンティノ 京都に南蛮寺(キリスト教の教会堂)を建立

2人は信長と親交あり 安土にセミナリオ(神学校)を設立

ヴァリナーニ 天正遣欧使節を勧め、活字印刷機の輸入に尽力

→キリシタン版(天草版)(イエズス会による出版物)

→セミナリオ(神学校)・コレジオ(宣教師養成施設)の設立を指令

セミナリオ→ノビシャド(修練所)→コレジオの3段階制

南蛮貿易はキリスト教の布教と一体化して行われた

[キリシタン大名(キリスト教に入信し洗礼を受けた大名)]

大友義鎮(宗麟)(洗礼名=フランシスコ)

大村純忠(洗礼名=バルトロメオ)→長崎をイエズス会に寄進(1580)

有馬晴信(洗礼名=ジョン=プロタジヨ)

★その他の大名=黒田孝高(如水)・小西行長・細川忠興・高山右近

1582年 天正遣欧使節(ヴァリナーニの勧めで3大名が派遣)

正使=伊東マンショ・千々石ミゲル

副使=中浦ジュリアン・原マルチノ

★ローマ教皇グレゴリウス13世に会い、1590年に帰国

	輸出品	輸入品
日明貿易	銅・硫黄・刀剣	生糸・明銭
南蛮貿易	銀・硫黄・刀剣	中国産生糸・鉄砲・火薬

★博多商人の神谷(屋)寿禎(神屋宗湛の曾祖父)が朝鮮から伝えた「灰吹法」という金・銀の精錬技術により、石見国の大森銀山・但馬国の生野銀山や、甲斐国・伊豆国の金山など、戦国時代から特に銀の採掘量が飛躍的に高まる

[中世の都市]

港 町

陸海交通の要地・
貿易や商業地に発達

応仁の乱
で衰退

自由(自治)都市
商人たちの自治に
よって運営された町

敦賀(越前)=古代に松原客院が置かれていた(P15へ)

大湊(伊勢)=伊勢神宮の外港として栄える

桑名(伊勢)=伊勢湾に位置する水陸交通の要地

淀(京都)=西国から送られる京都の外港として栄える

兵庫(摂津)=日宋貿易の拠点となった大輪泊が改称

ex. 兵庫北関入船納帳(1445年の一年間に2700隻以上が入港)

坊津(薩摩)=対明・対琉球貿易の拠点として栄える

草戸千軒町(備後)=江戸時代に芦田川の洪水で水没する

堺(和泉)=会合衆(36人の豪商)

博多(筑前)=年行同(12人の豪商)

京都(山城)=町衆(富裕な商工業者→月行事を中心に運営)

応仁の乱後に祇園祭を再興(目蓮宗信者が多く、法華一揆の主体)

★その他の自由都市=大湊(伊勢)・桑名(伊勢)・平野(摂津)

吉崎(道場)(越前)→加賀の一向一揆に影響を与える

山科本願寺(山城)→法華一揆に焼き打ちされる

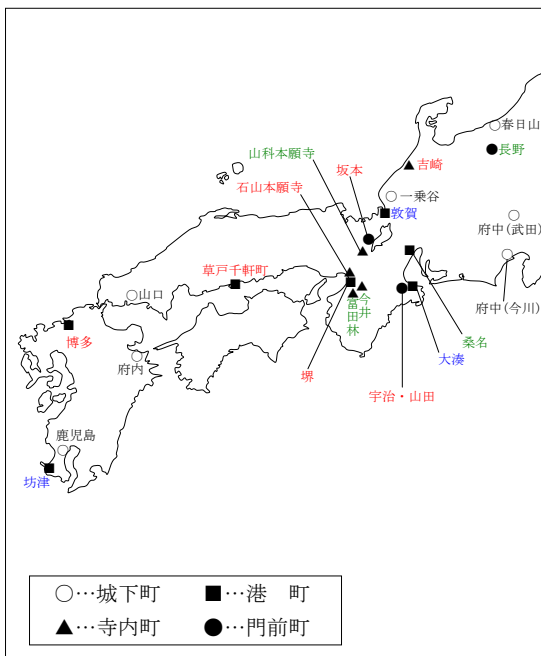
石山本願寺(摂津)・富田林(河内)・今井(大和)

延暦寺=坂本(近江)→天文法華の乱(1536)で近江の

善光寺=長野(信濃) 六角氏と法華一揆を焼き打ち

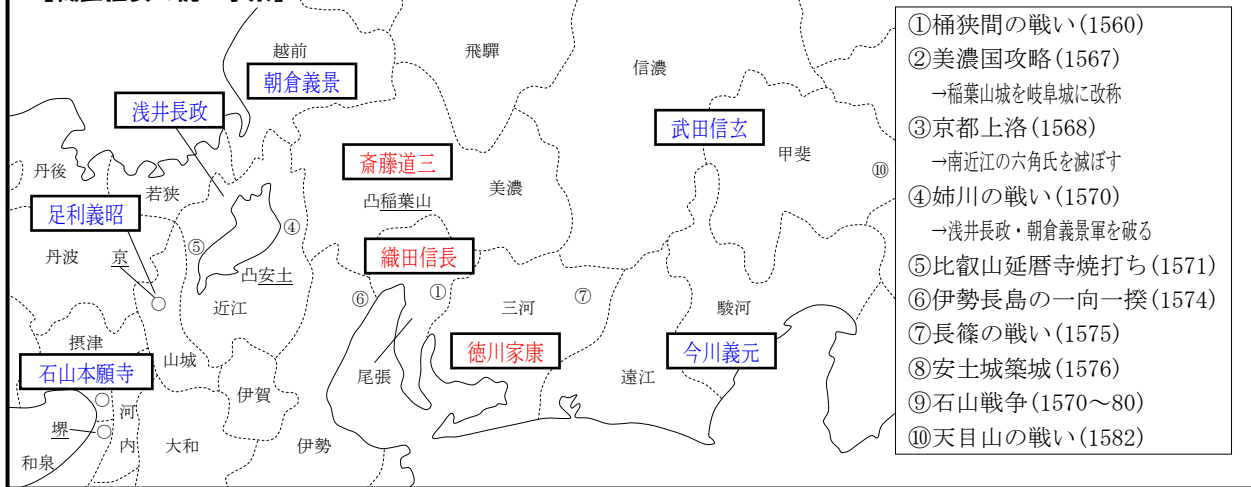
伊勢神宮=宇治・山田(伊勢)

浄土真宗以外の一般
寺社の門前に発達



統 一 事 業		政策(農業・経済・宗教政策)
信長台頭	1559年 尾張統一 (織田氏本家を滅ぼし、清洲城を本拠とする)	[農業・商業政策] ① 指出検地 (家臣・農民に面積・収入額を自己申告させる) ② 楽市令 (楽市・楽座) (座を廃止し自由な商取引を保証) → ex. 美濃国加納(1567)・安土城下町(1577) ③ 関所の撤廃・街道の整備 (軍勢派遣の迅速化など) ④ 堺に矢銭 (軍用金) 2万貫文を要求(1568) 会合衆は当初拒否したが、翌年屈服して信長の直轄地となる
	1560年 桶狭間の戦い (今川義元 [駿河・遠江の守護] を破る)	
	1562年 清洲同盟 (三河国の松平元康 (→のちの徳川家康) と同盟)	
	1567年 美濃攻略 (斎藤道三の孫の龍興を滅ぼし、稲葉山城を岐阜城に改称) → 「天下布武」の印判を使用 (現在の定説では天下=畿内)	
信長包囲網	1568年 足利義昭 (13代将軍足利義輝の弟) を奉じ入京 ★永禄の変(1565)で足利義輝 (13代将軍) が松永久秀らに殺害され、従兄弟の足利義栄 (14代将軍) が新将軍に擁立されていたため	1569年 ルイス・フロイス (『日本史』を著した宣教師) と面会 仏教勢力への対抗のため、キリスト教の布教を許可し保護
	1568年 足利義昭が15代将軍(室町幕府最後の将軍)に就任 → のち、実権がなく不満な義昭は信長打倒を各大名に命令	
	1570年 姉川の戦い (朝倉義景 [越前]・浅井長政 [近江] を破る)	
	1571年 比叡山延暦寺焼打ち (朝倉・浅井軍の支援を続けたため) but これに坊主の信玄ブチ切れ	
全国統一へ	1572年 三方ヶ原の戦い (上洛をめざす武田信玄が徳川家康を破る)	[石山合戦(1570~1580)] 1570年 顕如 (光佐) (本願寺11世法主) が挙兵 → 石山本願寺 (摂津国) を拠点とする ★各地の本願寺門徒に信長打倒・蜂起を命じる 撤文を飛ばし、近畿・北陸地方の一向一揆が挙兵 1574年 伊勢長島の一方向一揆を鎮圧 1575年 越前の一方向一揆を鎮圧 1580年 本願寺屈服 (正親町天皇の仲裁で顕如が石山退去)
	1573年 足利義昭 (15代将軍) を京都から追放 (室町幕府滅亡) 将軍が有力大名に呼びかけ信長包囲網の勢力を形成していたため	
	1573年 一乗谷城・小谷城の戦い (朝倉義景・浅井長政を滅ぼす)	
	1575年 長篠の戦い (武田勝頼 (武田信玄の子) を破る) → 足輕鉄砲隊 (3000挺) による一斉射撃で、武田の騎馬隊を撃破	
全国統一へ	1582年 天目山の戦い (武田勝頼を滅ぼす)	1576年 安土城 (近江国) 築城着手 (1579年に完成) 1577年 楽市令を安土城下町に発布 (1) 座の特権を廃止し、座役・諸役・雑税はすべて免除する (2) 往来する商人は、上京下京する者も安土に宿泊すること (3) 織田家領国内で徳政を実施しても安土は適用を免除する 1579年 安土宗論 (安土で行われた浄土宗僧 VS 日蓮宗僧の宗論)
	1582年 本能寺の変 (家臣の明智光秀が謀叛) 中国地方の毛利輝元征討に向かう途中、京都本能寺で襲われ自害 ★当時、羽柴(豊臣)秀吉が高松城 (備中国) を攻撃していた	

[織田信長の統一事業]



- ① 桶狭間の戦い (1560)
- ② 美濃国攻略 (1567)
→ 稲葉山城を岐阜城に改称
- ③ 京都上洛 (1568)
→ 南近江の六角氏を滅ぼす
- ④ 姉川の戦い (1570)
→ 浅井長政・朝倉義景軍を破る
- ⑤ 比叡山延暦寺焼打ち (1571)
- ⑥ 伊勢長島の一方向一揆 (1574)
- ⑦ 長篠の戦い (1575)
- ⑧ 安土城築城 (1576)
- ⑨ 石山戦争 (1570~80)
- ⑩ 天目山の戦い (1582)

[NOTE]

	統一事業	主要政策
秀吉台頭	1582年 山崎の戦い (明智光秀を破る) → 1582年~太閤検地 (山城国から開始~1598年の秀吉死去まで) 1583年 賤ヶ岳の戦い (柴田勝家を破る) → 1583年 大坂城の築城着手 (石山本願寺跡に建築) 1584年 小牧・長久手の戦い ↓ → 織田信雄 (信長の次男)・徳川家康と講和 1585年 根来・雑賀の一向一揆鎮圧 (P34へ) 小牧・長久手の戦いで徳川家康と結んだため征伐	信長 — 信忠 — 三法師 — 羽柴秀吉が後見人 信雄 — 徳川家康 信孝 — 柴田勝家
全国統一	1585年 長宗我部元親服従 (四国平定) → 1585年 正親町天皇が秀吉を関白に任命 1585年 惣無事令 発布 (喧嘩両成敗の全国版) → 信長の時からずっと天皇 (翌年に譲位) 関白就任により天皇から全国の支配権を委ねられたと称して 全国の戦国大名に停戦を命じ、領国の裁定を秀吉に任せる → 天皇に代わって政治を行う関白の地位を利用 (自称) 1587年 島津義久服従 (九州平定) → 1587年 バテレン追放令 (宣教師の20日以内の国外退去を命じる) 惣無事令違反を理由に秀吉が20万以上の大軍で征伐 大村純忠が1580年に長崎をイエズス会に寄進したことが誘因 1590年 北条氏政滅亡 (小田原攻め) 島津氏平定後、博多で発布 (→貿易は奨励したので効果なし) 伊達政宗服従 (奥州平定) ★島井宗室・神屋宗湛 (博多商人) に博多復興を命じる 惣無事令違反を理由に秀吉が20万以上の大軍で征伐 1591年 御前帳 (検地帳)・国絵図 (国単位の絵図) の徴集 1587年 北野大茶会 (秀吉が京都の北野神社で開催した大茶会) 全国の支配者として御前帳・国絵図の提出を諸大名に命じる 1588年 聚楽第 (京都に新築) に後陽成天皇を迎えて歓待 → 全大名の石高が定まり、大名は石高に応じた軍役を奉仕 朝廷の伝統的権威を利用して、諸大名に天皇と秀吉へ忠誠を誓わせる 〔検地反対一揆 (検地政策に対する一揆)〕 1587年 肥後の一揆 (肥後国の国人・地侍層の一揆) 1590年 大崎・葛西一揆 (陸奥国の国人・地侍層の一揆) 〔兵農分離 (武士と百姓の階級分離)〕 1588年 刀狩令 (百姓一揆の防止・兵農分離をはかる) 京都の方広寺大仏殿建立を名目に、諸国の百姓から武具を徴収 1588年 海賊取締令 (倭寇などの海賊行為を禁止) 海における刀狩 1591年 身分統制令 (武士・百姓・町人などの身分変更を禁止) これにより、兵農分離が完成	
朝鮮出兵	〔朝鮮出兵 (本陣=肥前国の名護屋)〕 1592年 文禄の役 (加藤清正・小西行長の奮戦) → 1592年 人掃令 (朝鮮出兵の兵力・人夫を把握するための戸口調査) → 李舜臣 (朝鮮水軍) の活躍 (亀甲船を考案) ★秀吉は1591年に関白を養子の豊臣秀次に譲り太閤となったため、人掃令の発布者は豊臣秀次 (秀頼誕生後、自害を命じられる) ★李如松 (明の武将) 率いる明の援軍もあり苦戦 → のち、小西行長・沈惟敬による講和交渉開始 1597年 慶長の役 (翌年、秀吉死去により撤退) ★朝鮮側ではそれぞれ壬辰・丁酉の倭乱という 〔朝鮮出兵の影響〕 ① 朝鮮人陶工の強制連行 → 国焼 (有田焼・薩摩焼・萩焼) ★李参平が創始 ② 活字印刷術の伝来 → 慶長勘版 (後陽成天皇の命で出版)	〔イスパニア (サン=フェリペ号事件により関係断絶)〕 1596年 サン=フェリペ号事件 イスパニア船サン=フェリペ号が土佐に漂着 → 増田長盛 (五奉行の一人) を調査奉行として派遣 1596年 26聖人の殉教 (フランシスコ会宣教師らを処刑) イスパニアが領土拡大に宣教師を利用していると聞いたため フランシスコ会 (イスパニア系) 対 イエズス会 (ポルトガル系)

[NOTE]

<バテレン追放令(1587)>

① バテレン追放令発布の背景

- (1) 大村純忠が長崎をイエズス会に寄進 (1580)
 - (2) 宣教師が寺院や神社を破壊している
 - (3) ポルトガル商人が日本人を奴隷として外国人に売買している
- ② バテレン追放令 (伴天連 (宣教師) の20日以内の国外退去を命じる)
- 「日本は神国でありキリシタンは邪法」と規定し、布教を禁じる
- ③ but 南方との貿易は奨励したため、取り締まりは不徹底に終わる
- 南蛮貿易はキリスト教の布教と一体化して行われていたため
- 宣教師は貿易を行う商人の顔ももつ。そのため追放後、
- 宣教師も兼ねた商人として再来日してしまうので効果なし

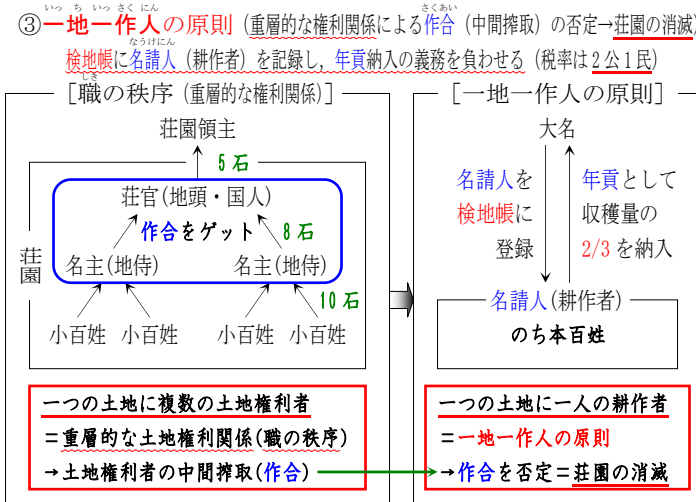
<朝鮮出兵>

- ① 明の衰退→日本を中心とする国際秩序の形成をめざす
- 二冊封体制の中心を明から日本へ!
- ② 明出兵の準備として刀狩令・身分統制令で兵農分離を推進
- 武士は出兵用の兵士、農民は兵糧としての米を供給
- ③ ゴアのポルトガル政庁・マニラのイスパニア政庁・
- 台湾の高山国に日本への服属を要求するが無視される
- ④ 明を征服するために、対馬の宗氏を介して
- 朝鮮に明への先導 (道案内) を求めるが拒否される

[B] 太閤検地

- 1582年〜**太閤検地** (1582年の山城国から1598年の秀吉死去まで行われた検地)
 自己申告制の**指出検地**から検地奉行を派遣して実測する**太閤検地**へ
- ① **貫高制** (生産量を**銭**に換算して表示) → **石高制** (生産量を**米**に換算して表示)
 ★太閤検地は「**天正の石直し**」と呼ばれる
- ② 度量衡の統一 (地域ごとに異なる収穫・面積単位を全国的に統一)
 (1) 枡の容量の統一 (単位 = 石 ← 斗 ← 升 ← 合)
 → **京枡** (全国統一の枡) の採用
 (2) 面積単位の統一 (単位 = 町 ← 段 ← 畝 ← 歩)
 → 1 間 = **6 尺 3 寸** (約 191cm) → 1 間四方 = 1 歩
1 段 = 300 歩 (旧来の律令制度は 1 段 = 360 歩)

等級 (田を4等級に分け)	石盛(斗代) (一段当りの標準収穫量)	田の面積 (段別)	石高 (石盛に面積を乗じた生産高)
上田	一石五斗	× 面積(段)	= 生産高
中田	一石三斗	× 面積(段)	= 生産高
下田	一石一斗	× 面積(段)	= 生産高
下々田	九斗	× 面積(段)	= 生産高



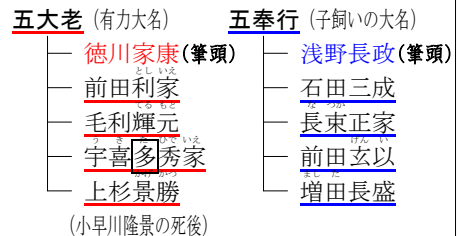
- ④ 太閤検地の結果
- (1) 検地反対一揆 (**肥後の一揆**(1587)・**陸奥の大崎・葛西一揆**(1590)など)
 - (2) **大名知行制**の確立 (大名は領国の石高に見合った軍役を奉仕)
 - (3) **本百姓体制**の確立 (百姓は石高を基準に年貢を納入)
 - (4) **村切り** (支配単位としての村の範囲を確定→村域を明確にした近世村が成立)
 - (5) **村請制** (村の責任で年貢を一括納入→惣村の自治を利用して村高(村の石高)を確定)

図解NOTE [度量衡の統一]

- ① 地域ごとに異なる枡の容量・面積単位を全国的に統一
-
- 1 間 = **6 尺 3 寸** (約 191cm) ... 1 量の長さは 1 間
 ※ 1 尺 = 約 30.3cm / 1 寸 = 約 3cm
- ② 同じ 1 段(反)の田畑でも、田畑の質によって
 ↓ 収穫量は異なるので、**田畑の等級を4つに分ける**
- ③ **上田・中田・下田・下々田**などの4等級に分ける
 ex. 上田 = 1 段(反)につき **1 石 5 斗**の収穫
 中田 = 1 段(反)につき **1 石 3 斗**の収穫
 下田 = 1 段(反)につき **1 石 1 斗**の収穫
 下々田 = 1 段(反)につき **9 斗**の収穫
- ④ この 1 段(反)から生産される標準収穫量を**石盛**という

[豊臣政権]

- ① 直轄領 = **蔵入地** (約 220 万石)
 - ② 直轄都市 = 大坂・堺・長崎・京都・伏見
- [豪商の登用]
- ① **千利休・今井宗久・津田宗及** (堺商人)
 ★ 三宗匠 (茶道における三人の宗匠) と称される
小西隆佐 (小西行長の父)・**納屋助左衛門**
 - ② **島井宗室・神屋宗湛** (博多商人) P 36 へ
- ③ 直轄鉱山 = **佐渡相川** (金山)
石見大森・但馬生野 (銀山)
 - ④ 貨幣铸造 = **天正大判** (後藤徳乗が铸造) 贈答用
 - ⑤ 政権基盤 (秀吉晩年に制度化)



[NOTE]

<太閤検地の意味・影響(論述対策)>

① 太閤検地による村切り・家臣の城下町集住政策によって兵農分離が促進される

→ のち、城下町や消費都市の人口増加に伴う需要の増大に應えるため、農村でも商品作物の栽培・手工業品の生産が盛んになる

<江戸時代における石高制の意味・影響(論述対策)>

① 大名・家臣に対する軍役・普請役の賦課、百姓に対する年貢・諸役(人夫役など)を賦課する統一的基準となる

(1) 諸大名・旗本……石高制のもと知行高に応じた軍役(人馬などの兵力)・普請役などを負担(動員)する

(2) 百姓……石高制のもと村ごとに村高(村の石高)に応じた年貢・人夫役などを負担(動員)する

② 幕藩領主は米納を原則とする年貢を財政基盤とするため、江戸時代中期以降は年貢収入が減少・支出が増大

→ 耕地面積の拡大・農業技術の進歩などによる米の増産による米価の下落、商品経済の発展に伴う諸物価の上昇のため